



平成28年 5 月 25 日

会 社 名	株式会社サカイ引越センター
代表者名	代表取締役社長 田島 哲康 (コード番号9039 東証第一部)
問合せ先	常務取締役 山野 幹夫
電話番号	0 7 2 - 2 4 1 - 0 4 6 4

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月12日に開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社に移行する方針であり、本日開催の取締役会において、平成28年6月18日開催予定の当社第39回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図り、更なる企業価値の向上を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な項目等について、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- (1) 今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するための変更であります。
- (2) 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 会社法の改正より、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために必要な変更を行うものであります。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう必要な変更を行うものであります。
- (5) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年 6 月 18 日
定款変更の効力発生日	平成28年 6 月 18 日

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 (条文省略) 1.～26. (条文省略) (新設) (新設) <u>27. 前各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1.～26. (現行どおり) <u>27. 建設業</u> <u>28. ハウスクリーニング業</u> <u>29. (現行どおり)</u></p>
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人</p>
<p>(員数) 第18条 当社の取締役は12名以内とする。 (新設)</p>	<p>(員数) 第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> は12名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>
<p>(選任) 第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設)</p>	<p>(選任) 第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 当社の監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期) 第20条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p>(任期) 第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長) 第22条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p> <p>(招集通知) 第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第26条 当社の取締役の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法定で定めた金額を限度として予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(員数)</u> 第28条 <u>当社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>(招集者及び議長) 第22条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>前2項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(招集通知) 第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(<u>取締役への重要な業務執行の決定の委任</u>) <u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 当社の取締役の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除) (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任)</u> <u>第29条</u> 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(補欠監査役の選任)</u> <u>第30条</u> 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任（以下「予選」という）することができる。 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> <u>第31条</u> 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第32条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(招集通知)</u> <u>第33条</u> 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(決議方法)</u> <u>第34条</u> 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第36条 <u>当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法定で定めた金額を限度として予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>招集通知</u>)</p> <p>第30条 <u>当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>決議方法</u>)</p> <p>第31条 <u>当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第32条 <u>当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第38条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第34条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第40条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第35条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法定で定めた金額を限度として予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。</p>	<p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第42条 (条文省略)</p>	<p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>2 未払の剰余金の配当及び中間配当については利息を支払わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の除斥期間等)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2 未払の剰余金の配当については利息を支払わない。</p>
	<p>附則</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>第2条 前条及び本条は、2026年6月18日をもって削除する。</p>